

平成29年度 定住・移住促進キャンペーン 泉佐野市おためし移住支援制度

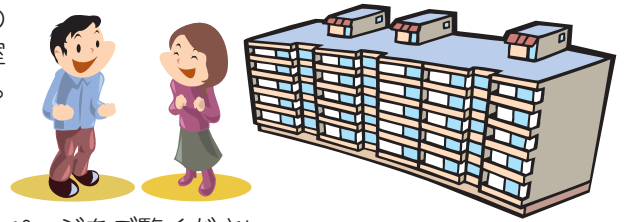
問合せ先 都市計画課 (☎447-8124 Fax447-8125)
ホームページ:<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/toshi/toshi/menu/teijuijusokusin/>

本市に移住を希望する市外在住の満20歳～おおむね40歳の人を対象に、大阪府と連携して、市内にある府営住宅の空き室を市が借り上げ、「おためし移住」として無料で貸し出します。

期間 最長6ヵ月（期間終了後返還）

場所 府営泉佐野佐野台住宅（2戸）

申込期日 4月25日(火)



※この制度の利用には一定の条件があります。詳しくはホームページをご覧ください。

こんな助成事業もあります

住宅総合助成事業

市内で新築住宅を建設・購入する場合や、空き家バンクに登録された中古住宅を購入する場合に、所有権移転・所有権保存・抵当権設定に伴う登記費用や引越し費用を助成します。

※平成28年4月1日以降の契約分が対象です。詳しくはホームページをご覧ください。

住宅リフォーム助成事業

築5年以上で建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証が交付された住宅について、市内の施工業者を利用して行う住宅リフォーム工事に要する経費に対して助成します。

※助成金の交付申請・交付決定前に行われた工事は対象外です。詳しくはホームページをご覧ください。

泉佐野市住民票の写し等の 第三者交付に係る本人通知等制度を改正します

問合せ先 市民課



この制度は、住民票の写しや戸籍謄本など（以下「住民票の写し等」）の不正請求や不正取得の防止、不正請求を抑止する効果を期待する制度で、本人および同居親族以外に住民票の写し等を交付した場合、本人などにその事実を通知します（市民課へ事前登録が必要）。

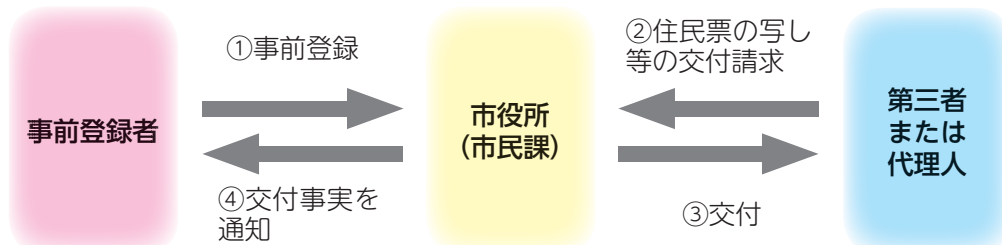
4月1日より、次のとおり制度内容を改正します。

- 事前登録期間の撤廃（現行3年間）
- 事前登録の申込に必要な本人確認書類の追加

※すでに事前登録をしている人が継続して適用を受ける場合は、自動更新されますので新たな手続きは不要です。

事前登録を取り下げる場合のみ「泉佐野市本人通知等制度事前登録（廃止）届出書」を市民課へ提出してください。

【制度の流れ】



【事前登録の申請方法】 市民課窓口で、所定の申請用紙に記入し提出してください。

持ち物 ①本人による申請…本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード〔顔写真付き〕、住民基本台帳カード〔顔写真付き〕、在留カードなど）

②法定代理人による申請…法定代理人の本人確認書類（①と同様）、法定代理人であることを証する書類（戸籍謄本など）

③代理人による申請…登録者および代理人双方の本人確認書類（①と同様）、委任状

※詳しくは、ホームページ（http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/somu/shimin/menu/honnin_tuuchi.html）をご覧ください。